

高糖度原料糖の関税に関する譲許の便益の適用のための用途証明願の取扱いについて

30 政統第 1675 号
平成 31 年 2 月 5 日
政策統括官通知

関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 32 条第 2 項第 8 号に規定する農林水産省令で定める方法により精製するその他の甘しや糖（以下「高糖度原料糖」という。）の用途証明願については、下記により取り扱うこととする。

記

1 申請先

農林水産省政策統括官付地域作物課とする。

2 証明書の有効期間

4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、証明書の発給日が 4 月 2 日以降の場合は、証明書に記載された期間とする。

3 提出期間

2 月 15 日から同月末までとする。ただし、やむを得ない事情による場合はこの限りではない。

4 申請者の資格

高糖度原料糖を輸入し、関税暫定措置法施行令第 32 条第 2 項第 8 号の農林水産省令で定める方法を定める省令（平成 26 年農林水産省令第 69 号。以下「省令」という。）で定める方法により精製用に使用する者。

5 提出書類は、次に掲げる書類とする。ただし、前年度において本証明書の発給を受けた者であって、申請時点において、（2）又は（3）の書類の内容に変更のない場合においては、（2）又は（3）の書類の添付を必要としない。

（1） 用途証明願（別記様式）

（2） 登記事項証明書

（3） 下記の書類及び資料

- ① 砂糖製造工場名及びその所在地を記載した書類
- ② 工場配置図
- ③ 製造機械配置図
- ④ 精製工程見取図
- ⑤ 主要機械の機能別表

- (4) 本証明書により証明を受けた高糖度原料糖を当該証明を受けた用途のみに使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

6 用途証明書の発給

本証明書の発給については、申請者が省令で定める方法により精製する能力を有し、かつ、申請に係る高糖度原料糖が当該方法による精製の用途に供されると認められる場合に行うものとする。ただし、本証明書の発給を受けた者が高糖度原料糖の輸入に関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合にはその効力を失うものとし、当該効力を失った者に対する翌年度の証明書の発給は、原則として行わないものとする。

7 報告

政策統括官は、本証明書により証明を受けた高糖度原料糖の輸入及び使用等の状況について、報告を求めることがある。

8 その他

- (1) 用途証明書の提出部数は2通とし、その他の書類の提出部数は1通とする。
- (2) 本証明書の発給を受けた者は、提出書類の記載内容に変更を要する場合には、用途証明書の再申請又は提出書類の記載内容の変更及びこれらに関し必要な手続を行うこととする。
- (3) 政策統括官は、用途証明書の発給に当たり必要な書類の提出を求めることがある。

9 附則

本通知の施行の日の属する年度の取扱いについては、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の発効に伴う『高糖度原料糖の関税に関する譲許の便益の適用のための用途証明願の取扱いについて』の取扱いについて」(30政統第1500号平成30年12月20日付け政策統括官通知)によるものとする。

以上